分割·民営化反対

1047名解雇撤回

168号

2024年5月15日

撤回闘争を支援する全国運動事務局 千葉市中央区要町2-8DC会館内 nationwidemovement@yahoo.co.jp E043-222-7207

行政訴訟署名東京地裁宛て

1万251

(4年5月15日)

1047名解雇

国鉄分割・民営化に反対し

メインスローガンに、「国鉄1047名解雇撤回」「関 ンターで全国集会を開催します。 国鉄闘争全国運動は7月14日、 「社会を変え、戦争を止める力がここにある」 東京・曳舟文化セ

港合同

一金属

労働組合つぶ

の倒産

页

組合役員選別解雇を許さな

ます。他方、米国の大学でガザ連帯の占拠闘争が始 止めよう」などをテーマとした集会です。 雇攻撃を打ち破れ」「戦争に進む岸田政権を倒せ!」 西生コン支部、港合同への労働組合つぶし、選別解 なり、

さらには東アジアで戦争の

危機が強まってい ガザ虐殺を許すな!
世界の労働者の力で戦争を ウクライナ戦争とガザ戦争は完全に1つの戦争と

部がある昌一金属株式会社(大

| る組合役員の採用拒否など不当 した那須電機鉄工株式会社によ

労働行為が行われている。

が倒産、工場や土地を買収

全国金属機械労組港合同の支

(裏面に続く)

全国 運動 動 全国集会

曳舟文化センター劇場ホール 7月14日(日)13時30分(12時30分開場)

東京都墨田区京島一丁目38番11号 「京成曳舟駅」、東武亀戸線「曳舟駅

、呼びかけ) 国鉄1047名解雇撤回闘争 を支援する全国運動

「京・曳舟文化センターに結集を









4・21尼崎現地で集会とデモ

"第2の尼崎事故を繰り返すな

雨天の中、 劾集会」が国鉄闘争全国運動・ 19年を前にした4月21日、JR 関西の呼びかけで開催された。 崎事故19カ年4・21尼崎事故弾 尼崎駅前の北広場において、「尼 05年4月25日の尼崎事故から 約9人が集まった。

山田書記長が基調報告を行っ 員長の開会あいさつで始まり 原因は国鉄分割・民営化であり 集会は、 山田書記長は、尼崎事故の 動労西日本の原田委

訴えた。 安全無視の合理化と要員削減 が起きてもおかしくないと強く Rの現状はいつ第2の尼崎事故 すべての責任があると断罪、J 日勤教育を行ったJR西日本に

JR東日本おいても外注化から いるとし、闘う労働運動の再生 が崩壊し、重大事故が相次いで 20年以上が経つ中で列車を運行 し設備を保守・点検する体制 動労千葉の川崎執行委員は、

を訴えた。

シ

許

人に対する選別解雇攻撃に断固 那須電機鉄工による組合役員4 員長は、昌一金属資本の民事再 生=倒産攻撃と、事業譲渡先の をあげるとの決意を語った。 長は、関生支部弾圧粉砕に全力 反撃するとの決意を示した。 関西生コン支部の武谷副委員 港合同昌一金属支部の木下委

事故現場までのデモ行進を闘い 崎事故を繰り返すな!」のシュ などの決意表明後、「第2の尼 プレヒコールを高らかに訴えて 動労西日本、動労総連合九州 に 以 しよう」 立とう。戦争政策の岸田を打

組合役員の採用を拒否した。 買収し、雇用は別という手口で 「組合活動は認めない」として 工場の土地・建物、 などの製造企業で、 那須電機鉄工は送電線の鉄塔 事業だけを 昌一金属の 経 れ な

これは組合破壊を目的とした

動を連日展開している。

結集した。団体交渉を申し入れ から支援の労働者100人超が したが、受付のインターホン越

ぐなどという詭弁は断じて容認 倒 できない。 てきた。これを別々に引き継 験、集団的労働と一体で営ま との製造は、労働者の技能や **座だ。昌一金属での架線金物**

できない」と申入書の受け取り

しに「責任者が不在なので対応

3 労組が共同行動を展開。 那須 と全港湾大阪支部、関生支部の 本社(東京・新宿)前で、全国 友銀行大阪本店に対して宣伝行 電機鉄工社の株主である三井住 への抗議行動が始まった。那須 関西では港合同昌一金属支部 4月22日には、那須電機鉄工 機鉄工大阪工場や関西事業所

「港合同に喧嘩を売った那須電 を拒否した。 利するまで闘う」と決意表明。 社の労働組合潰し、不当労働行 動労千葉の関委員長をはじめ支 に闘う決意を発言した。 為を糾弾し、昌一金属支部と共 援がマイクを手に那須電機鉄工 機鉄工社を絶対に許さない。勝 昌一金属支部の木下委員長は

一も展開されている。 全国各地の営業所への抗議行動 動を連日行い(写真)、出勤時 のビラ配布なども行っている。 動労千葉などが申入れや抗議行 機鉄工八千代工場に対しては、 千葉県八千代市にある那須電

労働組合つぶしの大弾圧を許さない!

全国各地で同時アクション

労働組合の弾圧を許さない東京 械工業労組委員長)が主催者あ 者が集まった(写真)。 の会の呼びかけで新宿駅東口ア 古屋、福岡、沖縄、北海道など 全国各地で行われた。 東京の会・山口代表(日本機 東京の行動では、関西生コン 生弾圧を許さず

粉砕する

闘い さつ。「戦後最大の労組弾圧、 ダ前に150人を超える参加 ョンが大阪、東京、千葉、名 さない!4・7全国同時アク 労働組合つぶしの大弾圧を 争を報告した。「労組弾圧は戦 くす」と闘争宣言を発した。 べ、この間の現場闘争や法廷闘 |長は、日頃の支援に感謝を述 判決を粉砕する闘いに全力をつ 藤田弁護士、全学連がリレーア 京西部ユニオン鈴コン分会・吉 人の金元重さん、国鉄弁護団の 本さん、国鉄全国闘争呼びかけ 争への道だ。湯川委員長の実刑 関西生コン支部の武谷副委員 動労千葉・中村副委員長、東

集会後は、アルタ前を出発し、

JR新宿駅を周回し新宿市役所 前までデモ行進を行った。

65 歳 以降 雇 用延長裁判&労働委

動労千葉は、65歳以降の雇用 労働行為はなかった」「『管理職

判決(2月21日)は、「65歳以 降も雇用を継続する慣行はな 委で第10回調査が行われた。 行われた。翌18日には千葉県労 たに10人の組合員の雇用継続を た。千葉地裁では4月17日、新 葉地裁・千葉県労委闘争を闘っ 延長拒否・組合排除をめぐる千 水める裁判闘争の第2回裁判が 第一次訴訟における千葉地裁

かった」「JR・CTSの不当 の理屈を並べ立てただ。一方で、 でのウソの回答はわざとではな は優遇や差別ではない」「団交 は雇用延長・現場は雇用拒否』 口実に、「経営状況が悪いから 現場で要員が不足していること た判決だった。 は認めざるを得ない矛盾に満ち いから問題ない」と会社のため そもそもCTSはコロナ禍を

労働委員会でも同じ主張を繰り 葉排除にあることは明らかだ。 るを得なくなった。それでもエ 返している。CTSは1月30日 続けている。その目的が動労子 エルダーは雇えない」「ハロー ルダーの雇用延長だけは拒否し 深刻になり、建前を投げ捨てて い」と団体交渉で回答していた。 ワークでの募集も行っていな 「ローワークでの募集を行わざ ところが要員不足があまりに

動労千葉排除の雇用拒否やめろ〟

のか? ろを、「動労千葉を排除したい までの雇用を制度化すべきとこ R東日本は「情報提供」だけな の雇用が制度化されながら、J からエルダーだけは雇用延長し ない」ためにあえて行っていな 本来なら全社員の70歳

第一次訴訟の結審直後に70歳ま |日11時~601号法廷 な仕組みを認めているのだ。

も関わらず、同じ職場で働くエ 改定提案を行ってきた。それに ルダーだけは雇用を拒否し続け での雇用を就業規則に明記する

なぜグループ会社で70歳まで 事態で「国民の生命等の保護の 別の法律が想定していない非常 場合」に国が地方自治体に対応 月7日、衆院本会議で審議入り 込んだ地方自治法の改悪案が5 した。 を指示できる権限の創設を盛り ために特に必要な場合」に限っ 新設される国の指示権は、個

の管理者たちも、自分たちの天 よく雇用延長させている。JR 葉県労委 / 千葉地裁は6月5 労働委員会は8月1日1時~千 されない。ただちにエルダーの たウソはすべて明らかになって れている。会社が繰り返してき 働行為意思がまぎれもなく示さ 雇用継続を行え!【次回日程】 いる。卑劣な言い逃れはもう許 下り先を確保するために、こん ここにJR・CTSの不当労

いのだ。 天下り管理者たちだけは都合 て行使できるとしている。 令も出せるようになる。

命等の保護のために特に必要な 非常事態における「国民の生 アラート)への動員もしかり。 岸田政権は法改定によりこれを は憲法に「緊急事態条項」を導 は疑いない。かねてから自民党 の確立することが不可欠なこと を奪い、国の強い指揮・指示権 る。 港湾の軍事利用も進行してい 入することを主張してきたが 戦争遂行には、自治体の権限 全国瞬時警報システム(J

持っている住民や企業の情報の 提出、職員の派遣、地方自治体 どの諸施設の軍事利用や接収命 が管理権限を持つ地方空港や港 湾、道路や鉄道、病院や公園な 法案が通れば、地方自治体が 規定が設けられている。 感染症法といった個別の法律で 策を例示しているが、それはす 正だと強弁し、感染症や災害対 でに現行法の災害対策基本法や 治体の業務の混乱を踏まえた改 政府は、コロナ禍で生じた自

強行しようとしている。

権は、軍事費2倍化や敵基地攻 る。地方自治体の領域では、自 の戦争政策を一気に進めてい 撃能力(反撃能力)の保有など のために使っている(内務省の 衛隊の募集業務に市町村を動員 徴兵事務の復活だ!)。空港や 安保3文書の採択後、岸田政 住民の個人情報を隊員募集 初、当時の安倍首相は全国の自 使することを狙っているのだ。 の前段階から広範な指示権を行 除されていない。実際に想定し に過ぎず、武力紛争や戦争も排 ているのは「有事」であり、そ ていない。災害や感染症は例示 いて具体的な事態は何も示され 新型コロナ感染症の発生当 実際には、今回の改悪案にお



望を切り開くものです。

集会は、関西生コン支部・港

います。パリの政治学院や英国

定以来の大転換が確認されまし

首脳会談で1960年の安保改

4月の岸田首相の訪米と日米

る集会です。

た。台湾有事、対中国戦争への

力や資本が何を恐れているのか

激しい労組つぶしの攻撃は、

権

関西生コン支部・港合同への

を示すものであり、この間の大

反撃は階級的労働運動再生の展

のオックスフォード大学など全

来ともいえる闘いが展開されて

(表面からの続き)

世界に拡大しています。

突入の宣言です。岸田政権は

43兆円の大軍拡予算をはじめ、

治体に「一斉休校」を "要請"するなど超法 対

規的措置を実施した。

的措置を合法化する面 縄県が敗訴したため国によって

が要な指示が

古新基地建設が強行されてい

が

初めて行使された)により辺野

る。こうした動きが加速し、

小泉政権時代に定められた有

された。

伴って自治体に具体的 な対応を行わせるかな り強い権限だ。その範 示権」は法的拘束力を 新設される「国の指 事法制は「武力攻撃事態」など 示権を定めたが、その範囲は避 において国の自治体に対する指 して強制力を伴うようになる。

組(UAW)と学生運動の合流

働運動の再生が社会を変え戦争

を止める力となることを確信す

お願いします。

予定しています。ぜひご参加を

ンビア大学などで全米自動車労

扱い拒否を決議しました。コロ

何をなすべきかが問われます。

こういう時にこそ労働組合が

回、廃線化と闘う各地の取り組

をはじめ国鉄1047名解雇撤 合同・動労千葉の3労組の訴え

み、JR職場の大合理化との闘

い、国際連帯のアピールなどを

本集会は国鉄闘争を結集軸に労

イスラエル向け軍事貨物の取り

場を止める集会」として闘い、 Uローカル10はメーデーを 「職

法案を次々と狙っています。 や地方自治法の改悪案など戦争 キュリティー・クリアランス法 今国会で、すでに成立したセ

アピールに応えて労働組合の闘

パレスチナ労働組合総連盟の

いも始まっています。米ILW

も報じられています

地方自治法改悪 自治体に情報提出や接収命令も 必ずしも明確ではない。 利用などに限定されている。地 万自治体との関係(指示権)は ・誘導・救援と港湾・空港の 一回、強力な国の指示権が新

囲は事実上無制限であり、指示 権の拡大ありきの内容となって 法案によれば、各大臣は、 体や財産の保護の措 急事態」より前段の平時の段階 すことが可能になる。しかも「緊 設されれば、自治体の意見や意 向 を無視して、広範な指示を出

いる。

個別法が優先される が、個別法がない場 な指示」ができる。 実施のための「必要 置の的確かつ迅速な 合には新設の指示権

から指示が可能となる。

主従関係に逆戻り

無制限の国の指示権を創 り、政府が恣意的に る。これは類例のな でなんでも指示でき 用することは明らか 運用して指示権を濫 い包括的な規定であ 例えば、自衛隊の

が廃止された。

な

出している。 製造・備蓄にも乗り 西諸島で基地や弾薬 る。すでに沖縄・南 で進み、血液製剤の 庫の建設が急ピッチ 示なども想定され すること、各種施設 ために交通路を確保 に防護措置を施す指 方自治を阻害していると批判さ 機関委任事務が廃止され、地

無視して代執行 は県の意思や意向を 万自治法の規定。沖 沖縄県辺野古市で る 2つに分けられた。そして「法 く適正を欠き…公益を害してい 令の規定に違反」または「著し められないこととなった。 事務については国の指示権は認 や改善の指示が認められ、自治 の自治体が行う「自治事務」の が本来果たすべき仕事を委ねる 方自治体の事務区分として、国 「法定受託事務」と、それ以外 場合に限り、国による是正

らないと規定され、国の関与は 必要最小限とすることが原則と から「対等・協力」の関係が建 実際には、かなりの事務が法 や自立性に配慮しなければな となった。地方自治体の自主 受託事務として温存された 国と地方は「上下・主従」

て、自治体のあらゆる事務に対 務と自治事務の違いも無視し できるものとなっている。 して国が介入し、指示権を行使 内務省型支配の復活 今回の改正案は、法定受託事

の施行により、自治体の事務に ついては、従前の「機関委任事 2000年の地方分権一括法 と呼べるものはなく。国内行政 事権を握り、政府の戦争政策を 知事も公選ではなく内務省が人 切った。府県や市町村は国から 遂行していった。 政区域と位置づけられた。府県 独立した自治体ではなく国の行 は内務省が中心となって取り仕 明治憲法下では「地方自治」

ることもできた。このため、地 機関委任事務は法的にはあく **督権を持っていた。代執行す** いとされ、国は包括的な指揮 「地方公共団体の事務」では で委任した「国の事務」であ 閣情報局とともに人びとの思想 を一元的に統括し、文部省や内 揮を取った。内務省は特攻警察 から隣組レベルまで内務省が指 行った。防空防火など都市政策 インフラ管理なども内務省が 統制も図った。 徴兵・徴発事務や港湾などの

独立した機能を持つ団体自治 ことは憲法の規定からも明確に るということだ。戦争動員や基 立場から地方自治体が抵抗する 関ではなく住民のために存在す 地方自治体は中央政府の下部機 れる住民自治を指す。つまり、 と、住民の意思に基づいて行わ 規定している。「地方自治の本 憲法は「地方自治の本旨」に基 転覆しようとしているのだ。 読み取ることができる。これを 地から住民の自由や権利を守る 旨」は、地方自治体が政府から づく自治体の組織および運営を こうした歴史に踏まえ、現行

改憲級の超重大な戦争法案ラッ の改悪など、安保3文書以後の クリアランス新法や地方自治法 シュとの対決が必要だ。 既に成立したセキュリティ・